

# 公費負担制度の概要

## 1 公費負担制度とは

この制度は、松前町議会議員選挙及び松前町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）並びに松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年松前町条例第19号。以下「条例」という。）で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、松前町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものであります。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、法及び条例で上限等の基準が定められております。

公費負担の対象となるものは、次の3種類であります。

- (1) 選挙運動用自動車の使用（法第141条第8項、条例第2条～第5条）
- (2) 選挙運動用ビラの作成（法第142条第11項、条例第6条～第8条）
- (3) 選挙運動用ポスターの作成（法第143条第15項、条例第9条～第11条）

## 3 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物が没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者は、全て自己負担となります。

**供託物没収点**（法第93条第1項）

- ・町議会議員選挙の場合 供託物没収点＝有効投票総数÷議員定数×1/10  
（直近の選挙（H27）の場合 **45.500票**＝5,460票 ÷12 ×1/10）  
（議員定数を11人とした場合） **49.636票**＝5,460票 ÷11 ×1/10）
- ・町長選挙の場合 供託物没収点＝有効投票総数×1/10  
（直近の選挙（H28）の場合 **558.200票**＝5,582票 ×1/10）

## 4 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

契約の区分	公費負担の対象	公費負担の限度額
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)	使用された各日の料金の合計額	1日 64,500円×5日=322,500円
2 1に掲げる契約以外の契約の場合		
① 自動車の借入れ契約(レンタル、個人、会社等からの借上げ)	使用された各日の料金の合計額	1日 16,100円×5日=80,500円
② 燃料の供給契約	供給した燃料の代金	1日 7,700円×5日=38,500円
③ 運転手の雇用契約	運転に従事した各日の報酬の合計額	1日 12,500円×5日=62,500円

※ 1の契約と2の契約は、いずれかの選択となります。

※ 「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借上げる契約方式であります。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※ 選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象となります。

### (2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象額	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の少ない方の額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	7円73銭 ~ ①	町議 1,600枚 ~ ② 町長 5,000枚 ~ ②

※ 公費負担の対象額

【例1】作成単価が上限を超え、枚数は上限以内の場合

- ・町議選挙運動用ビラ1,600枚を20,000円で契約
- ・1枚当たりの作成単価は、20,000円÷1,600枚=12円50銭
- ・作成単価が上限を超えているため、公費負担額は、  
7円73銭×1,600枚=12,368円
- ・契約20,000円-公費負担12,368円=差額7,632円は、候補者の負担

【例2】作成単価は上限以内、枚数が上限を超えた場合

- ・町議選挙運動用ビラ1,800枚を12,600円で契約
- ・1枚当たりの作成単価は、 $12,600円 \div 1,800枚 = 7円$
- ・作成枚数が上限を超えているため、公費負担額は、 $7円 \times 1,600枚 = 11,200円$

・契約12,600円－公費負担11,200円＝差額1,400円は、候補者の負担

※ 1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※ 規格等：長さ29.7cm、幅21.0cm（A4版）以内

※ 頒布の方法：選挙管理委員会の交付する証紙を貼り、新聞折込、選挙事務所内、個人演説会会場内又は街頭演説の場所

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象額	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の少ない方の額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	$\frac{541円31銭 \times 76枚 + 316,250円}{76箇所(ポスター掲示場数)}$ =4,703円 ~ ①	76枚 ~ ② (ポスター掲示場数=76箇所)

※ 公費負担の対象額

【例1】作成単価が上限を超え、枚数は上限以内の場合

- ・選挙運動用ポスター76枚を380,000円で契約
- ・1枚当たりの作成単価は、 $380,000円 \div 76枚 = 5,000円$
- ・作成単価が上限を超えているため、公費負担額は、 $4,703円 \times 76枚 = 357,428円$

・契約380,000円－公費負担357,428円＝差額22,572円は、候補者の負担

【例2】作成単価は上限以内、枚数が上限を超えた場合

- ・選挙運動用ポスター100枚を450,000円で契約
- ・1枚当たりの作成単価は、 $450,000円 \div 100枚 = 4,500円$
- ・作成枚数が上限を超えているため、公費負担額は、 $4,500円 \times 76枚 = 342,000円$

・契約450,000円－公費負担342,000円＝差額108,000円は、候補者の負担

※ ポスター掲示場数の76箇所は、令和4年執行の参議院議員通常選挙の数であり、選挙毎に選挙管理委員会で決定

※ 1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※ 規格等：長さ42.0cm、幅30.0cm以内

## 5 諸手続き

### (1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

- ア 届出先  
松前町選挙管理委員会
- イ 届出期日
  - (ア) 契約が立候補届出の前の場合  
立候補届出の時
  - (イ) 契約が立候補届出の後の場合  
契約締結後直ちに
- ウ 添付書類  
各業者等との契約書の写し
- エ 留意事項
  - (ア) 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要となります。
  - (イ) 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

## (2) 確認申請

次のアについては、上記(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要となります。

- ア 確認申請が必要なもの
  - (ア) 選挙運動用自動車の燃料代  
金額の制限範囲内であることの確認
  - (イ) 選挙運動用ビラの作成  
作成限度枚数の確認
  - (ウ) 選挙運動用ポスターの作成  
作成限度枚数の確認
- イ 確認申請の方法
  - (ア) 確認申請書は、契約の相手毎に作成してください。
  - (イ) 確認申請書には、既に確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し、又は控えを保管してください。
  - (ウ) 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- ウ 確認申請書の提出先  
松前町選挙管理委員会
- エ 確認書の交付
  - (ア) 申請に基づき松前町選挙管理委員会から交付します。
  - (イ) 交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。
  - (ウ) 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## (3) 使用(作成)証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者毎に「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

#### (4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【別記様式第15号】 ②請求内訳書【別記様式第15号(別紙1)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号】
	上記以外の使用	①請求書【別記様式第15号】 ②請求内訳書【別記様式第15号(別紙2)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号】
	燃料代	①請求書【別記様式第15号】 給油伝票添付(供給月日、自動車登録番号又は車両番号、供給量、供給金額の確認できるもの) ②請求内訳書【別記様式第15号(別紙3)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【別記様式第11号】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第7号】
	運転手の報酬	①請求書【別記様式第15号】 ②請求内訳書【別記様式第15号(別紙4)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【別記様式第12号】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【別記様式第16号】 ②請求内訳書【別記様式第16号(別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【別記様式第13号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第8号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【別記様式第17号】 ②請求内訳書【別記様式第17号(別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第14号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第9号】

イ 請求書の提出の際の注意

- (ア) 支払い方法は、口座振込で行いますので、振込先は正確に記入願います。
- (イ) 請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合があります。

ウ 請求書の提出先

〒049-1592

松前町字福山248番地1

松前町選挙管理委員会事務局

電話：0139-42-2275（松前町役場の代表電話）